



秋処理委 ——— 24

平成 9 年 9 月 11 日

秋田県知事 寺田典城様

秋田県消費者苦情処理委員会

会 長 内 藤



「学習塾閉鎖に伴う関連信販会社との紛争」の処理結果について（報告）

平成 9 年 5 月 7 日付県 - 4 2 6、5 月 1 2 日付県 - 5 2 1、5 月 2 0 日付県 - 6 8 1 及び 6 月 1 1 日付県 - 8 8 3 により、紛争処理の付託を受けた標記案件につき、本委員会の処理を終了したので、その経過及び結果を次のとおり報告します。

処理の終了の理由 あっせん調停の打ち切り



学習塾閉鎖に伴う関連信販会社との紛争案件報告書要旨

紛争の当事者

申立人	学習塾の生徒の父母	2・4名
相手方	閉鎖したT社（学習塾を経営）を加盟店としていた信販会社	1社

紛争の概要

平成8年12月に学習塾が閉鎖（実質倒産）されたことに伴い、授業料を割賦払い契約していた生徒の父母に対して信販会社から残債の請求がなされたことによる紛争である。

なお、学習塾と父母との契約に際してはパスワード（授業料）との説明であるが、信販会社と学習塾との加盟店契約は、パスワード（教材）となっていた。

あっせん案の内容

- ① 信販会社は申立人に対する残債権を放棄する。
- ② 申立人は信販会社に対し既払金の返還を請求しない。
- ③ 上記を除いて、信販会社と申立人の間には本件に関する債権債務は存しないことを相互に確認する。

あっせん案提示の前提

- (1) 契約に際して提出したクレジット販売申込書には、割賦販売法上次の事項についての不備がある。これらは、申立人に教材と認識させるための重要項目であり、法的にも必須事項と思われる。
 - ① 商品名が記載されていない（「パスワード」は商標に相当するものであり、「教材」との商品名はない）。
 - ② 商品の引渡時期の記載がない。
 - ③ 販売の条件となっているときの役務の内容・提供時期、その他役務に関する事項の記載がない。
 - ④ 商品の設置場所の記載がない。
- (2) 信販会社からの電話は、記載内容を繰り返し確認しているにすぎず、教材の契約である旨の確認はされていない。
- (3) 信販会社とT社との間の契約は教材を対象としていたとしても、大多数の消費者にとってはそのことを知りうべき立場にない。
- (3) 大多数の申立人は学習塾の授業料と認識していることから、錯誤による契約との主張により取消を考慮することができる。ただし、実際に学習塾において役務の提供を得ていたという事実は存在する。
- (4) 信販会社には加盟店に対する管理責任が存在する。
- (5) 相手方の主張のように、申立人が確認の電話に虚偽の報告をしたとしても、そのことで申立人が利益を得ることはなく、その関与は消極的なものであり、信義則に反しているとはいえない。（平成元年6月長崎地裁判決、平成元年（レ）第3号）
- (6) 東京都において、類似の案件に対して、抗弁権の接続を認める判断をしている。

このほか、他の信販会社1社は残債の請求を放棄していること

通商産業省通達（平成4年10月8日付け、クレジットを利用した継続的役務取引に関する消費者トラブルの防止について）等も考慮した。

あっせん案に対する回答

信販会社から、8月19日付けで受諾しない旨の回答

あっせん打ち切りの経緯、理由

8月27日委員会を開催し、次の理由によりあっせんを打ち切ることに決定した。

- ① 信販会社では、主張を変える意思がないこと。
- ② 信販会社では、申立人以外の者に対して既に提訴中であり、あっせん・調停を長引かせることができないこと。
- ③ 当委員会ですらに調停案を提示するとしても、あっせん案と同様の内容となり、受諾の可能性がないこと。